

よこてハートフルプラン

横手市 第3次障がい者計画・

概要版

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

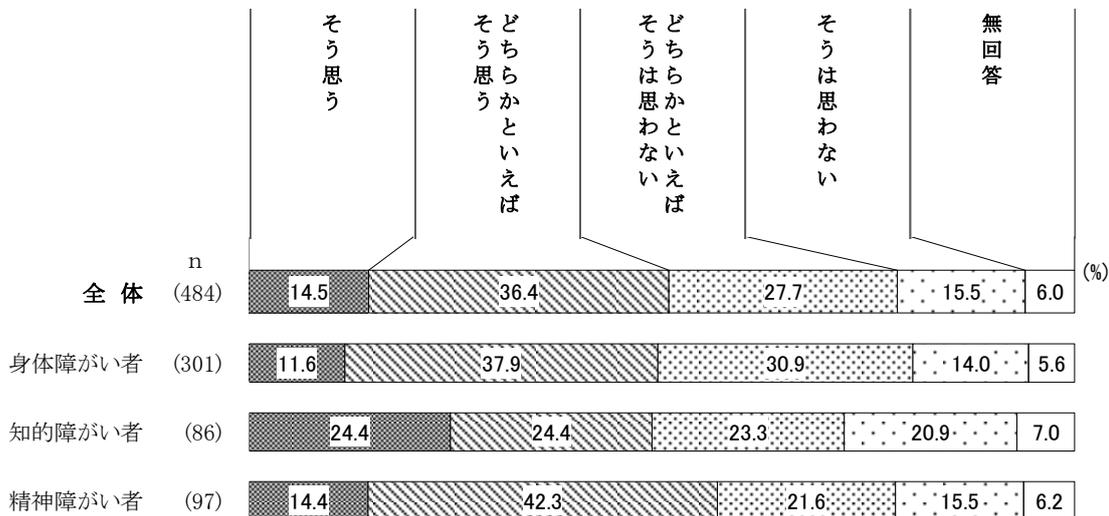
(計画期間 令和6年度～令和14年度(障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和6年度～令和8年度))

1 計画の概要

「第3次障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者基本計画」であり、「第7期障がい福祉計画」は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」であり、これら3計画を一体的に策定します。

<アンケート調査>

アンケート調査によると、本市が障がい者にとっていきいきと暮らせるまちだと思うかについては、障がい者全体で『そう思う』が50.9%となっており、まだ道半ばという評価です。公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進のほか、こどもから大人まで皆が障がい特性や障がい者(児)について正しい知識を学ぶことで合理的配慮につなげていくなど、障がい者(児)が住みやすいと実感できるまちにしていくために、多様性を尊重する心の豊かさを育む「福祉のまちづくり」の推進が必要です。



2 計画の基本目標

基本目標1. ふれあいのあるとともに生きるまちづくり

障がい者(児)、また障がいの特性について正しい知識を学ぶ機会や交流機会を充実することで、互いの人格や個性を尊重し理解し、市民一人一人が交流・連帯し、障がいのある人もない人も互いに支えあう、協働のまちづくりを推進します。

基本目標2. 安心・充実した暮らしを営めるまちづくり

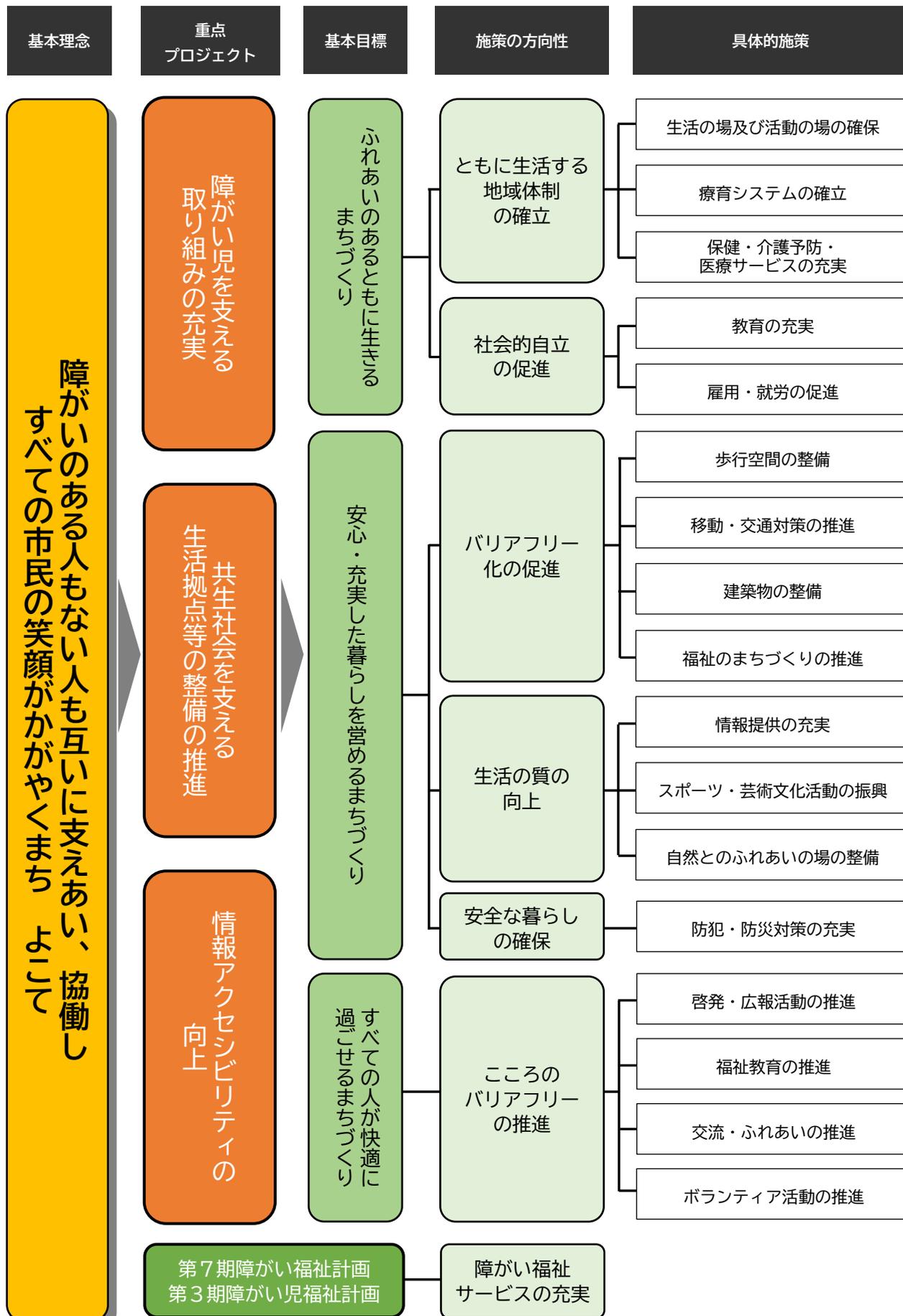
障がい者(児)が住み慣れた地域社会で、安全に安心して暮らしながら、豊かで充実した様々な経験を経て自己実現ができるよう、障がい者への就労機会の提供や職業能力の向上支援のほか、スポーツや芸術文化活動など多様な社会参画ができるまちづくりを推進します。

基本目標3. すべての人が快適に過ごせるまちづくり

障がい者(児)のみならず、高齢者、こどもすべての人々が安心して活動できるよう「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」の視点から、建物・道路などのハード面はもとより、情報アクセシビリティの向上や市民の障がいに関する意識向上など、ソフト面も含めたまちづくりを推進します。

3 計画の体系

本計画は、「第2次横手市総合計画」の健康福祉分野の基本目標である「みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向け、前計画の基本理念である「障がいのある人もない人も互いに支えあい、協働しすべての市民の笑顔がかがやくまち よこて」を継承します。



4 計画の重点プロジェクト

I 障がい児を支える取り組みの充実

障がいのある子どもたちが、地域で伸び伸びと健やかに育つことができるよう、早期発見・早期対応を含めた、きめ細かな支援が必要であり、障がいの特性や個々の状態にあった相談や指導・提案などの支援体制を強化します。

妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、子育て応援窓口と連携し、必要なときに必要な情報を得られる仕組みを構築します。さらに、障がいのある子どもとその家族の生活を支援するために、より切れ目のない相談支援サービスを提供する児童発達支援センターの設置、整備を目指します。

【児童発達支援センターの役割のイメージ】



II 共生社会を支える生活拠点等の整備の推進

障がいの有無にかかわらず、お互いを理解し、ともに支えあいながら暮らしていく共生社会の実現のために、障がい者（児）の暮らしを支える仕組みづくりが重要です。

本市の障がい者基幹相談支援センター（令和5年10月に設置）は、総合的・専門的な相談支援の実施に加え、地域の相談支援体制の強化を支援する拠点です。総合的な相談への対応のほか、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の関係機関ネットワーク化の支援など、障がい者（児）が住み慣れた地域で自立して暮らしていくために、保健・医療・福祉・県機関などの関係社会資源との連携、機能強化に向けて各種支援の充実を図っていきます。

さらに、地域の中で希望する場所での生活が継続できるよう、ニーズの高いグループホームなどの整備の促進や、市営住宅や民間賃貸住宅などへの入居支援を図るなど、住環境の整備に努めます。

III 情報アクセシビリティの向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者が求める情報に円滑にアクセスすることができるよう、福祉サービスや行政からの情報等について、障がいの特性に配慮した情報提供体制の充実及び多様な情報提供方法の検討を行います。

情報アクセシビリティの向上のため、広報や啓発パンフレット制作などといった従来の情報提供の取り組みに加えて、ICT技術なども活用した新たな情報提供体制の推進に努めます。

5 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標

項目	国が示す成果目標	本市の成果目標
①福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行者数：令和4年度末入所者数の6%以上 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度末の施設入所者219人から6%の13人が地域生活へ移行 令和4年度末の施設入所者219人の5%（10人）を削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	(成果目標は都道府県レベルのみ)	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、都道府県向けの指標ですが、本市では国が定める基本指針に基づき、令和8年度末までに横手市自立支援協議会などの既存の協議体を母体とする協議の場を設置する
③地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと 強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活拠点は1カ所整備済みであり、コーディネーターは21人の配置を目指し、年2回の運用状況を検証・検討 強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握等は実態調査を実施
④福祉施設から一般就労への移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度実績の1.28倍（15人）以上うち就労移行支援1.31倍（10人）以上、就労A型1.29倍（4人）以上、就労B型1.28倍（1人）以上 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数：1 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績（26人）の1.41倍（36人） 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数：1
⑤障がい児支援の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの設置：各市町村または各圏域に1カ所以上 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村または圏域に1カ所以上 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを1カ所の整備を目指し、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築するため、関係者との協議を行う 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を継続 令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1カ所整備し、受け入れ体制を強化していく 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは2カ所あるが、令和8年度末までに2カ所以上の確保を見込み受け入れ体制を強化 医療的ケア児支援のための協議の場として自立支援協議会が該当し、令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを9人配置を見込む
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、基幹相談支援センターの設置等 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月から基幹相談支援センターを開設し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を見込む
⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスに関する外部研修への積極的参加2回 障がい者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の実施回数を1回見込む

※都道府県・政令市レベルでの内容は除外

発行：横手市市民福祉部社会福祉課

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号

TEL 0182-35-2132 FAX 0182-32-9709